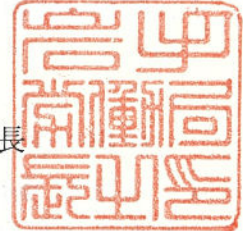


岩労基発 0305 第3号  
令和8年3月5日

関係団体 各位

岩手労働局長



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等  
(代替化学名等関係)の施行について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号。以下「改正法」という。)については、令和7年5月14日に公布され、令和8年4月1日から改正法の一部が施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(令和8年厚生労働省令第3号。以下「整備省令」という。)が令和8年1月20日に公布され、労働安全衛生規則第34条の2の6の2の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの(令和8年2月20日厚生労働大臣告示第42号。以下「告示」という。)及び通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針(令和8年2月20日通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第1号。以下「指針」という。(別添参照))が令和8年2月20日にそれぞれ告示等され、いずれも令和8年4月1日に施行又は適用されます。

つきましては、整備省令、告示及び指針のうち、代替化学名等関係部分について、関係事業者等への周知に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

第1 改正の要点

I 整備省令関係

- 1 改正法による改正後の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条の2第1項に規定する通知対象物を譲渡し、又は提供する場合に相手方に通知しなければならない事項に、法第57条の2第3項及び第6項の規定に基づき代替化学名等の通知を行う場合の通知対象物を譲渡し、又は提供する者の緊急連絡先を追加したこと。





